

統合保育の効果に関する研究

主任研究者 平山 宗宏（愛育研究所）
分担研究者 平井 信義（大妻女子大学）
研究協力者 石井 哲夫（日本社会事業大学）
村田保太郎（武蔵野短期大学）
野田 幸江（愛育研究所）
猪股 祥（湘南福祉センター）
山田美和子（全国社会福祉協議会）
奥村 幸子（社会福祉法人嬉泉）
川延 宗之（淑徳保育生活文化専門学校）
石橋 悦子（社会福祉法人嬉泉）

I. 本研究の目的

我国における障害児保育への取組は、公的には昭和53年6月22日付厚生省児童家庭局長通知から始まったといえる。以後10年をへた現在、当面する問題も当初の状況と較べるとかなりの変化がみられる。

集団・一斉保育指向の強かった保育所の中で、そこに馴染まない障害児の姿に保育者は戸惑い、自信を失うことも多かった当初の実情を振り返る時、乳幼児数の減少もあって障害児保育は次第に地域に根ざしたものとなりつつあることは明らかであり、保育者も積極的に研修の機会を求めるようになってきている。

今般、保育所保育指針の改定が進められている折に、障害児保育の指針たり得る手引書の必要性が高まっている。

本研究はそのような手引書の基礎となるべき資料の作成を目的としている。その為に、

1. 現在の状況 2. 現在の課題点 3. 課題及び次の展望
等を明らかにする為の情報収集する。

II. 研究の方法

1. 障害児保育の成果をあげているとみられる園を視察し、現場担当者の意見を収集する。
2. 障害児保育の指導的立場にある研究協力者による討議を重ね課題の明確化、整理を行う。

Ⅲ．研究のまとめ

1. 障害児保育の「最低基準、標準、望ましい姿」についておさえるべきポイントを話し合い、以下の項目が障害児保育実施上の或いは研究のターゲットとすべき点であることが明らかとなった。

1. 障害児保育の理念
2. 保育所に受け入れる障害児の条件
3. 障害の理解
4. 教材と環境整備
5. 保育目標とプログラム
6. 障害児保育の評価
7. 健常児との関係
8. 家庭への援助
9. チームワークとスーパービジョン
10. 専門家との連携
11. 職員の研修

2. 全国的、総括的実態の現状について分析する為の項目を以下のごとくまとめた。

〈Ⅰ〉園の属性・園の障害児保育体制

(1) デモグラフィックな属性

- ①園名 ②所在地（属性） ③設置区分 ④収容規模（年齢別収容人員）
- ⑤保育下限年齢 ⑥職員の構成（属性・年齢等） ⑦設置年
- ⑧障害児保育の開始年月 ⑨障害児保育の指定の有無 ⑩特別費用負担

(2) 園としての障害児保育についての考え方

- ①着手時の考え方と、現在の考え方
～変化の有無・どこが変わったのか・子どもの問題行動の見方～
- ②園として受け入れられる障害児、馴染まない障害児について～
- ③受け入れの場合のクラスの決定の仕方（発達段階との対応・等）
- ④平常の保育が無理になった時の対応の仕方
～子どもを外す、応援職員を入れる～
- ⑤園として障害児を受け入れたことの評価（①との対応を配慮）

(3) 専門機関（専門医を含む）や他の専門機関との関係の持ち方について

- ①児童相談所・保健所等公的機関との関係の持ち方について
- ②障害児保育に関する専門機関（専門機関の名称）との関係の持ち方について
- ③療育機関などの他機関から転園した児童についての、その機関との関係
- ④嘱託医との関係（一般児との比較・特別の配慮〈有無〉の内容）
- ⑤学校との関係

(4) 園としての障害児保育の受け入れ体制

①障害児保育の為の特別の保母等職員の配置状況（加配状況・担任等）

②障害児保育の為の特別の設備や備品等の整備で特に工夫した点

設備は	} 特に工夫した点、安全上の配慮・その他
備品は	
教材は	

③障害児を受け入れるための特別のクラス編成（クラス人数の削減等）

(5) 園としての障害児保育の推進体制・保育者のスーパービジョンの体制

①障害児保育の推進体制（打ち合わせ会での扱い等、有無、どの程度時間を使っているか）

～障害児の入所時に当該障害児についての情報を全保育者に伝えるか～

～障害児の保育経過についての報告等（有無・等）～

②障害児保育の推進上の中心人物の有無、またそれは誰か、その人は何をしているのか。

③担当以外の保育者の障害児への関わり方

(6) 園としての障害児保育の保育者のスーパービジョンや研修の体制

①保育者のスーパービジョンの体制～相談相手がいるか・それは誰か～

②担当者等の研修について（園内・園外研修等）

(7) 障害児の受け入れまたは、拒否の決定経過および理由

①受け入れの方法

②受け入れ決定者は誰か。

③受け入れ拒否をするのはどういう理由か。

④受け入れ時の調査や確認事項は何か（当該障害児・家族・保育に必要な先行実践等の情報）。

⑤生命に直結するような危険性の危機が想定される場合の受け入れについて
～すでに入所している子に障害が発見された場合の対応～

⑥受け入れの基準

⑦障害児保育の担当者は決まっているか。

⑧障害児保育の担当者の決め方

⑨受け入れのために課題となっている事項

⑩障害児の受け入れについての考え方

⑪障害児の受け入れについての保育者の意識

(8) 行政施策についての要望事項等

①今後必要と思われる障害児保育の対策

(9) 障害児の地域療育システムについて

～当該障害児を囲む地域の障害児対策の状況～

①障害児の地域療育システムはあるか。

②連携提携のシステムはあるか。

③専門機関からの指導助言者が派遣されているか。

〈Ⅱ〉今保育されている障害児の実態

(1) 当該障害児の属性

①障害の種類と程度 ②障害者手帳の交付 ③年齢・性別 ④在園期間
⑤家族環境 ⑥親の課題（親の障害認知の状況と考え方） ⑦登園日数と時間 ⑧入園経路 ⑨入園前の専門機関との関係（園として、親として）

(2) 当該障害児の保育課題

①人間関係能力 ②運動能力 ③知的能力 ④生活能力
⑤当面する保育目標

(3) 当該障害児の保育のカリキュラム（有無）

～当該障害児の個別的な理解と保育の工夫～

①障害の種類や程度と保育の工夫

～領域の活動・生活・コミュニケーション～

②保育教材の活用や工夫

③一般児との混合保育や、グループ指導の進め方（能力・年齢・時間）

④慣らし保育の進め方

～時間・親子・部屋の条件～

⑤個別指導の変化

(4) 入園後の変化

(5) 当該障害児にとっての評価

〈Ⅲ〉現実の担当保母による障害児保育の方針

(1) 障害児保育の担当者

①障害児保育の担当者は決まっているか（一人・複数・交代・担当の仕方）

②担当保母の保育・障害児保育の経験（属性）

（乳児保育の経験年数・保育経験の年数・障害児施設保母の経験年数・年齢）

(2) 障害児保育の考え方・方針 ～どういう子どもに育てたいか～

①障害児保育の考え方・目標

（発達の促進・形から入る・あまり無理しない・自然のままに・その他）

～間接的に担当保母の障害児保育に関する意識もさぐる～

②総合保育についての考え方

③保育方針はケース別に、個別に決めているか。

(3) 保育者としての成長と意識

①保育者への影響（自分への）

②障害児を担当したことへの評価 ～変わった・変わらない～

- ③次回担当への気持ち ～可・否～
- (4) 行政施策についての要望事項等
～研修条件の整備・専門資格問題・要請問題・等～

〈Ⅳ〉現実の担当保育者による障害児保育の実態・具体的方法（担当保母の一般論として）

- (1) 障害児保育のカリキュラム（有無）
 - ①障害の種類や程度と保育の工夫
 - ②保育教材の活用や工夫
 - ③一般時との混合保育や、グループ指導の進め方（能力・年齢・時間）
 - ④慣らし保育の進め方
 - ⑤個別指導の内容
- (2) 担当保育者による障害児保育の評価の仕方
 - ①保育記録（有無）、保育評価の方法（良くなったかどうか）
 - ②当該障害児のケーススタディを行っているか。
 - ③スーパーバイザーは、どのような人が良いか。～医師・専門家等～
- (3) 保育上の疑問や問題（困ったことや、心配なこと）が発生した場合、その解決の方法は
 - ①どんな時に、保育上の疑問や問題が発生したか。
 - ②その場合、その解決方法は。
- (4) 家族連絡の持ち方
 - ①一般児と障害児の扱いの違い
～連絡帳・電話・印刷物・個別連絡や追加連絡～
 - ②親への感情の変化
 - ③特別の訓練を親から要請されたことがあるか。
 - ④主要な親との連絡方法
 - ⑤家族訪問の有無（特別な）
 - ⑥園として家庭生活への指導
 - ⑦家庭と園（保育者）の方針が食い違った時の対応方法 ～仲裁機関・対応～
 - ⑧親の問題が大変大きいと思われる時の対応方法
～障害児であることを認めない親の場合～
- (5) 4歳以上で、健常児と障害児の保育上の関係について
 - ①健常児への障害児の紹介の仕方（具体的例から聞く）
 - ②健常児による障害児の世話（具体例から聞く）
 - ③障害児は、健常児と一定の時間別にした方が良いか。
 - ④健常児と障害児の関係で、特に気を付けている点は何か。
 - ⑤保育園行事を健常児と障害児の関係で、実際にどのように使っているか。

特に困っている点は何か。

⑥ 健常児の親との関係は・健常児の親への啓蒙は。

⑦ 障害児保育の健常児への影響

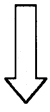
⑧ 障害児保育の障害児への影響

(6) 当該障害児に特に必要と思われる物的環境としては、何が必要だと思うか。

設備は

備品は

教材は



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



,本研究の目的

我国における障害児保育への取組は、公的には昭和53年6月22日付厚生省児童家庭局長通知から始まったといえる。以後10年をへた現在、当面する問題も当初の状況と較べるとかなりの変化がみられる。

集団・一斉保育指向が強かった保育所の中で、そこに馴染まない障害児の姿に保育者は戸惑い、自信を失うことも多かった当初の実情を振り返る時、乳幼児数の減少もあって障害児保育は次第に地域に根ざしたものとなりつつあることは明らかであり、保育者も積極的に研修の機会を求めようようになってきている。

今般、保育所保育指針の改定が進められている折に、障害児保育の指針たり得る手引書の必要性が高まっている。

本研究はそのような手引書の基礎となるべき資料の作成を目的としている。その為に、1.現在の状況 2.現在の課題点 3.課題及び次の展望 等を明らかにする為の情報を収集する。